

Ⅲ 改善取組事項

【様式2】

分野又は業務名	その他(公認会計士試験受験願書等受付業務)	
改善促進手続名	公認会計士試験受験願書の提出、公認会計士試験免除申請書の提出	
改善取組事項	具体的内容及び実施時期	備考
1オンライン手続の負担軽減		
(1)添付書類の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン申請時に添付書類の提出を不要とする等の措置を講ずるため、28年7月、関係府令を改正施行した。</li> <li>・併せて、28年8月の受験願書受付に向けて、オンライン申請に係るシステム整備を実施した。</li> </ul>	
(2)本人確認方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン申請時の電子署名を不要とするため、28年7月、関係府令を改正施行した。</li> <li>・28年8月の受験願書受付に向けて新たに整備したシステムにおいて、ID・パスワードによる本人確認方法を導入した。</li> </ul>	
(3)オンライン申請等の周知方法の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28年4月より、オンライン申請に係る周知啓発資料を公認会計士・監査審査会ウェブサイトに掲載するとともに、日本公認会計士協会と連携して同協会が大学等で実施する業務説明会において周知・PRを実施した。</li> </ul>	
2オンライン申請等に係る処理の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新システム対応に併せ、28年7月までにオンライン申請による受験願書の受付要領の整備を行った。</li> <li>・28年10月までに試験当日における試験実施要領の見直しを実施した。</li> </ul>	
3システムの利便性の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・28年8月の受験願書受付より、ウェブサービスに知見を有する外部事業者のサービスを導入・整備し、受験者等の利便性の向上や当局業務の効率化を図った。</li> </ul>	
4経済的インセンティブの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公認会計士試験の受験手数料については、公認会計士法第11条に「実費を勘案して政令で定める」旨規定されていることも踏まえつつ、経済的インセンティブの活用可能性について検討する(平成30年度末までに)。</li> </ul>	消費増税(10%)を踏まえ検討を行う。
5普及啓発等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の措置に併せ、公認会計士・監査審査会ウェブサイト等において周知啓発を実施した(平成28年4月以降)ほか、日本公認会計士協会と連携し、同協会が主催する業務説明会(大学等における受験予定者向け)等において、オンライン申請について周知、PRを実施した。</li> </ul>	
6その他		